

2018年漁業センサス 用語の解説

1 漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生产手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（10億円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実額を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したものである。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者

	から直接受注し、販売している場合をいう。
そ の 他	上記以外のものをいう。
漁業従事世帯員	個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁 船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。) e 収穫物の取り上げ作業
個人経営体の専業分類	<p>専業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。</p> <p>第1種兼業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。</p> <p>第2種兼業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。</p>

基幹的漁業従事者 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

2 海面漁業地域調査

漁業地区 市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。

過去1年間 平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間

漁業資源の管理
漁獲（採捕・収獲）枠の設定 魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているもの。養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。

漁業資源の増殖 漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。

その他 上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいう。

漁場の保全・管理
漁場の保全 藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。

藻場・干潟の維持管理 藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいう。

薬品等の不使用の取組 漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいう。なお、合成洗剤不使用の取組も含める。

漁場の造成 漁場の価値向上を図る取組をいう。

漁場利用の取決め 漁場利用に関する取決めを行ったものをいう。

その他 上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいう。

漁獲の管理
法制度による規 漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件、漁業権行使規

制	則などに基づく規則をいう。
漁法(養殖方法)の規制	特定の漁法(養殖方法)の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁具の使用規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁期の規制	漁期(休漁日や禁漁日を含む。)を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間(操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。)を決めて漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲(採捕・収穫)サイズの規制	採捕・収穫又は出荷できる魚介類の大きさ(体長、重量等)を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲量(採捕量、収穫量)の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。養殖の場合は、1経営体当たりの収穫量を定めているものをいう。
その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいう。
会合・集会等の議題	
特定区画漁業権・共同漁業権の変更	特定区画漁業権(組合管理漁業権として漁協及び漁連に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業(真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」)及び共同漁業権(共同漁業(一定の水面を共同に利用して営む漁業)を営む権利)の変更について議題とした場合をいう。
企業参入	地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいう。
漁業権放棄	漁協が免許を受けている漁業権(定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権)の放棄(一部の区域に限る場合を含む。)について議題とした場合をいう。

漁業補償	漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいう。
漁業地区の共用財産・共有施設の管理	地元地区の漁業者が共有している、漁港施設及び漁場の施設の管理について議題とした場合をいう。
自然環境の保全	藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいう。
漁業地区の行事（祭り・イベント等）	地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題とした場合をいう。
その他	上記以外について議題とした場合をいう。
漁業協同組合が関係する活動	
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいう。
ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等の回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいう。
6次産業化への取組	農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。
ブルー・ツーリズムの取組	漁協が主体となり、ブルー・ツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。 なお、余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問わない。
水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいう。

	<p>なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。</p>
各種イベントの開催	<p>上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいう。</p>
漁業体験	<p>地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。</p>
魚食普及活動	<p>水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。</p>
水産物直売所	<p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。</p>

3 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	<p>内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。以下同じ。）において営む漁業をいう。</p>
過去1年間	<p>平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間</p>
内水面漁業経営体	<p>湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。</p>
湖沼漁業経営体	<p>過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。</p>
養殖業経営体	<p>過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。</p>
経営組織	<p>漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。</p>

個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ① 網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業 ② その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業 ③ 養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖
販売金額1位の	過去1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かつ

漁業種類	たものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ① 食用（9種類）：にじます、その他ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（ひらめ等）、その他 ② 種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③ 観賞用（2種類）：錦ごい、その他 ④ 真珠（1種類）：真珠
販売金額1位の養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ① 漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ② 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ③ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④ 船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を採る作業。 ⑤ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。

保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成30年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
養殖池数	<p>養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含まない。）。</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>
養殖面積	<p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p>
漁獲物販売金額	<p>過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p> <p>なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（1,000万円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実額を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したものである。</p>
収穫物販売金額	<p>過去1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。「販売なし」には、収穫物の販売金額の調査項目に回答を得られなかった経営体を含む。</p> <p>なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（1億円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実額を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したも</p>

のである。

4 内水面漁業地域調査

過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
遊漁承認証	内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

5 魚市場調査

過去1年間	平成30年1月1日から平成30年12月31日の期間
魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
産地出荷業者	水産物卸売業者から水産物を買って受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。
加工業者	水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。
その他	上記以外の水産物買受人をいう。

6 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

過去1年間	平成30年1月1日から平成30年12月31日の期間
冷凍・冷蔵工場	<p>陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。</p> <p>なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。</p>
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
常時従業者	<p>以下の①～④のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">① 個人事業主及び無給の家族従業者② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者）③ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者）④ 出向・派遣受入者 <p>なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。</p>
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。収容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貨施第25号）をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
水産加工品	<p>水産動植物を主原料（原料割合50%）として製造された食用加工品、油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水産物のことをいう。</p> <p>冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含む。</p> <p>また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するものは含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷凍水産物として水産加工品に含める。</p>